

中島川・寺町地区まちなみ整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町家等が多く、長崎の和風の文化を色濃く残す中島川・寺町地区において、町家等を活かした良好なまちなみ整備を推進するために、予算の定める範囲内において、中島川・寺町地区まちなみ整備助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物並びに建築物に付随する柵及び屋外広告物をいう。
- (2) 所有者等 土地及び建築物等の所有者、当該所有者以外の者で土地及び建築物等を使用する権利を有する者及びこれらの者から土地及び建築物等の管理を委託された者をいう。
- (3) 町家等 建築基準法施行以前に建設された伝統的工法による和風建築物（建築物の外壁を金属板や看板等で改造したものを含む。）のうち、住宅、商家、邸宅、料亭、長屋、土蔵をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市長が別図に定める区域において、次に掲げる行為のいずれかを行う者（当該行為を他者に委託して行う者を含む。）であること。

ア 町家等で伝統的な意匠や形態の維持、保全又は復元を目的として行う行為（公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分の工事を伴わないものは除く。）

イ 町家等以外の建築物等で町家風外観形成を目的として行う行為（公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分の工事に限る。）

ウ 新築する建築物等で町家風外観形成を目的として行う行為（公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分の工事に限る。）

(2) 前号に掲げる行為の対象となる建築物等の所有者等であること。

(3) 第1号に掲げる行為の区分に応じ、別表第1の基準を満たす行為を行う者であること。

(助成等)

第4条 助成金の対象経費及び助成の額は、別表第2のとおりとする。ただし、助成の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、当該年度の10月31日までとする。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りではない。

2 交付申請を行おうとする者は、事前に市長とその内容について協議を行わなければならない。

3 助成金の交付申請は、1敷地1回限りとする。ただし、市長が特別の理由があるときは、この限りではない。

4 助成金の申請をしようとする者は、当該申請時に助成対象行為に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税

等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（申請書に添付すべき書類）

第6条 規則第3条第1項第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 前面道路からの完成イメージ図
- (2) その他申請書の内容確認のために必要な書類

2 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号に規定する書類を省略する。

（助成の条件）

第7条 規則第5条第1項第4号の規定による市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施工者は、長崎市内に住所又は事業所を有する者であること。
- (2) 助成金の交付を受ける者は、助成金に係る経費の収支の状況を明らかにする帳簿及び関係書類等を備え、これを助成事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
- (3) 助成の対象となつた建築物等の所有者等は、行為の完了後10年間は当該意匠、形態を保全し、当該建築物等の適正な管理に努めること。
- (4) 助成を受けた建築物等の現状をやむを得ず変更しようとするときは、あらかじめ助成建築物等現状変更届出書（第1号様式）を提

出すること。また、その行為を完了又は中止したときは、助成建築物等現状変更完了（中止）届出書（第2号様式）を提出すること。

(5) 助成の対象となつた建築物の所有権その他の権利を移転しようとするときは、新たな所有者へ前3号に規定する助成の条件による義務を継承するとともに、所有権等変更届出書（第3号様式）を、あらかじめ、市長に提出すること。

(6) 財産処分の制限等

ア 助成事業者等は、規則第19条の規定による承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

イ 市長は、規則第19条の規定による承認をする場合は、当該事業を所管する省庁の取扱いに準じて、助成金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

ウ 規則第19条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、助成金の交付の日から10年間とする。ただし、災害若しくは火災により使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態になった場合の取壊し又は廃棄については、この限りでない。

（申請の取下げ）

第8条 規則第7条の規定による申請の取下げは、補助金等交付決定通知書を受領した日から10日以内に市長に提出するものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、当該助成の対象となる行為の完了の日から20日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

（実績報告書に添付すべき書類）

第10条 規則第12条第2号の規定により実績報告書に添付すべき書類

は、次の各号とする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りではない。

- (1) 完成後のカラー写真
- (2) 契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第11条 第5条第4項ただし書の規定により助成金の交付申請をした交付対象者は、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを助成金の額から減額して実績報告をするとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第4号様式）により報告しなければならない。ただし、規則第12条に規定する実績報告書を提出した後において仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は当該金額の返還を命ずるものとする。

(事業完了後の提出書類)

第12条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金に係る対象事業の領収書の写しを、助成金の受領日から5日以内に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りではない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条本文に規定する市長の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請

書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第19条ただし書きに規定する別に定める期間は、10年とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則 (平成23年6月29日告示500号)

この要綱は、平成23年6月29日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示193号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月15日告示第483号)

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

附 則 (平成31年4月26日告示第283号)

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則 (令和2年4月7日告示第202号)

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

附 則 (令和3年4月5日告示第309号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の中島川・寺町地区まちなみ整備助成金交付要綱に定める様式による用紙及び第2条の規定による改正前の長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付要綱に定める様

式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月28日告示第111号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

第3条	行為の対象	行為の基準
第1号 アに 定め る行 為の 基準	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統的和風建築様式による和の風情ある意匠又は形態を保全又は形成すること。 ・ 既存の町家等の建設当初の意匠及び形態を尊重し、できる限り、復元に努めるものとする。
	屋外広告物 (看板)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板の幅は建物の間口に調和した規模とし、素材は木、鉄等の落ち着いた素材感を持つものとする。 ・ 色彩や意匠は落ち着いたものとする。
	設備機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ エアコン室外機等の設備機器は、通りから直接見えない位置に配置するか、目立たないように木製の格子等で隠ぺいすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、白、黒または落ち着いた茶系色等、自然な素材色や低彩度色を基調とすること。
第3条	行為の対象	行為の基準
第1号 イ及 びウ に定 める 行為 の基 準	建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町家等の意匠に調和した外観とし、和の風情あるたたずまいを形成すること。
	屋外広告物 (看板)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板の幅は建物の間口に調和した規模とし、素材は木、鉄等の落ち着いた素材感を持つものとする。 ・ 色彩や意匠は落ち着いたものとする。
	設備機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・ エアコン室外機等の設備機器は、通りから直接見えない位置に配置するか、目立たないように木製の格子等で隠ぺいすること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、白、黒または落ち着いた茶系色等、自然な素材色や低彩度色を基調とすること。

別表第2（第4条関係）

第3条 第1号	助成 対象	助成対象経費	助成率	項目ごとの 助成限度額	全体の助成 限度額
アに 定め る行 為に 係る 助成 金	建築物 等に係 わる行 為	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	3分の1	100万円	600万円
		建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	2分の1	400万円	
		建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	2分の1	50万円	
		屋外広告物の設置等に係る経費	2分の1	50万円	
		防火仕様の改善及び構造補強工事に係る経費並びにこれらに付随する内部修繕に係る経費	2分の1	200万円	
		門、塀及び柵の工事に係る経費	3分の1	100万円	
		備考 建物全体の耐震診断、耐震設計及び耐震改修に係る経費は、助成の対象外とする。			
第3条 第1号 イに 定め る行 為に 係る 助成 金	助成 対象	助成対象経費（公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分に係る経費に限る。）	助成率	項目ごとの 助成限度額	全体の助成 限度額
建築物 等に係 わる行 為	建築物 等に係 わる行 為	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費	3分の1	50万円	200万円 (300万円)
		建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	2分の1	200万円	
		建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	2分の1	25万円	

		屋外広告物の設置等に係る経費	2分の1	25万円		
		門、塀及び柵の工事に係る経費	3分の1	50万円		
	備考 備考 ()内の金額は、別図の景観まちすじ・まちかど(長崎市景観計画(平成23年4月策定)に定めるものをいう。)に該当する場合に適用する。					
第3条 第1号 ウに 定め る行 為に 係る 助成 金	助成 対象	助成対象経費(公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分に係る経費に限る。)		助成率	項目ごとの 助成限度額	全体の助成 限度額
	建築物 等に係 わる行 為	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観にかかる経費		3分の1	50万円	100万円 (200万円)
		建築物等(門、塀及び柵を除く。)の工事費のうち外観に係る経費		2分の1	100万円	
		建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費		2分の1	25万円	
		屋外広告物の設置等に係る経費		2分の1	25万円	
		門、塀及び柵の工事に係る経費		3分の1	25万円	
	備考 ()内の金額は、別図の景観まちすじ・まちかど(長崎市景観計画(平成23年4月策定)に定めるものをいう。)に該当する場合に適用する。					

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

助成建築物等現状変更届出書

中島川・寺町地区まちなみ整備助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

物 件 名												
所 在 地	長崎市											
行為の予定期間	年 月 日 から				年 月 日 まで							
設 計 者	住 所					電 話						
	事 務 所 名					氏 名						
行 為 の 種 別	建 築 物	増築・改築・移転・除却・修繕・模様替え・外観の色彩の変更										
現状変更の理由												
現状変更の内容及び実施方法												
建 築 物 の 概 要		届出部分	既存部分	合 計	構 造	造						
	用 途				階 数	地上 階 地下 階						
	敷 地 面 積			m ²	仕 上 材	屋 根						
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²		外 壁						
	延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²		窓 枠						
	最 高 の 高 さ	m	m	m		軒 裏						
	軒 高	m	m	m	色 彩	屋 根						
	修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更	届出内容				外 壁						
	変 更	届出部分の面積	m ²			窓 枠						
	建 ぺ い 率	%	容 積 率	%		軒 裏						
工 作 物 の 概 要	種 類					構 造						
	規 模	高 さ	延 長	幅	面 積	仕 上 材						
		m	m	m	m ²	色 彩						
そ の 他 の 物 件 の 移 転	種 類					樹 種						
	規 模	高 さ	延 長	幅	面 積	そ の 他						
		m	m	m	m ²							

第2号様式（第7条関係）

助成建築物等現状変更 完了 届出書
中止

年 月 日	
<p>(あて先) 長崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住 所 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名称及び代表者氏名)</p> <p>中島川・寺町地区まちなみ整備助成金交付要綱第7条の規定により、届け出た 完了 行為を 中止 したので、次のとおり届け出ます。</p>	
物 件 名	
助成建築物等の所在地	
行 為 の 種 別	助成建築物等の修理
完 了 中 止 年 月 日	年 月 日
届 出 年 月 日	年 月 日
行為を中止したときは、 その理由	

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所 （所在地）

氏 名 （名称及び代表者氏名）

所 有 権 等 変 更 届 出 書

助成建築物等の所有権等を移転したいので、中島川・寺町地区まちなみ整備助成金交付要綱第7条の規定により次のとおり届け出ます。

物 件 名			
所 在 地		長崎市	
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日	
変 更 し よ う と す る 権 利 の 種 類			
権 利 者	変 更 前	住 所	
		氏 名	
	変 更 後	住 所	
		氏 名	

第4号様式（第11条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

助成対象事業者

住所 （所在地）

氏名 （氏名及び代表者氏名）

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知（又は確定通知）があった助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、中島川・寺町地区まちなみ整備助成金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

- | | |
|---|---|
| 1 助成金額（市長が交付決定通知（又は確定通知）により通知した額） | 円 |
| 2 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3－2） | 円 |
| 5 仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳 | |

※ 添付書類 市長が必要と認める書類

第5号様式（第13条関係）

年 月 日

(あて先)長崎市長

住所
氏名
(団体の場合は、団体名及び代表者名)

財産処分承認申請書

中島川・寺町地区まちなみ整備助成金により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、長崎市まちなか町家等活用助成金交付要綱第13条第1項第号の規定により、関係書類を添え、次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の名称
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び補助金
- 8 財産処分の内容
 - (1) 財産処分区分
 - (2) 財産処分の相手方
 - (3) 財産処分の目的
 - (4) 財産処分する理由
 - (5) 財産処分後の管理
 - (6) 財産処分の期間
 - (7) 財産処分の対価
(目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること)
- 9 補助金返還額
- 10 補助金返還額の算出根拠
- 11 添付資料（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別図 助成対象区域

